

精神障害の労災認定基準改定にあたっての 請願署名

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

精神障害の労災申請は、年々増加し2019年には2000件を超えました。しかし、業務上と認定される人は申請者の約3割にとどまっています。現行の認定基準やその運用が職場の実態や精神疾患の特徴を十分に踏まえたものになっていないからです。労災保険の目的は、「労働者の迅速かつ公正な保護、社会復帰の促進、安全及び衛生の確保をはかり、もって労働者の福祉の増進に寄与すること」です。自殺者は2000年前後をピークに減少していましたが、「勤務問題」を理由とする自殺は減っていません。また、コロナ禍は、エッセンシャル労働者を中心とした長時間労働やストレスの増大、テレワークの拡大など、働き方・労働者のおかれた現状がさらにストレスフルになっていると言わざるをえません。パワーハラスメントの相談も急増しています。労災保険法の目的・趣旨に沿った労災認定基準の見直し・改定を行うよう、下記の要請を行います。

要請事項

- 1 発病日の認定については十分な調査をすること。
- 2 発病後の症状の悪化についての業務起因性を認めること。
- 3 被災者本人を基準に急性・慢性のストレスを総合的に評価すること。
- 4 パワーハラスメントの判断は被災者本人の意見を第一義的に尊重すること
- 5 労災認定を担当する職員を大幅に増員すること。

氏 名	住 所

※この個人情報は請願以外には使用しません

働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館6階

取扱い団体